

改正

平成22年 3月19日告示第14号

平成23年 1月 5日告示第 1号

平成27年 4月 1日告示第55号

平戸市建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式により実施する場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この告示は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 企業の技術力(企業の施工能力、配置予定技術者の能力)及び地域性、社会性と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事で、予定価格が6,000万円を超える土木一式工事(舗装工事を除く。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が総合評価落札方式に基づき執行することが適当であると認める工事

(学識経験者の意見聴取)

第3条 市長は、総合評価落札方式により入札を実施する場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項及び第5項の規定に関し、学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならないものとする。この場合において、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告及び入札執行通知書)

第4条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施しようとする場合は、入札公告又は入札執行通知書(以下「執行通知」という。)に平戸市建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき実施する旨を記載し、入札参加者に通知する。

(技術資料の提出)

第5条 入札に参加しようとする者は、執行通知に記載された提出期限までに技術資料(様式第1

号)を提出しなければならない。

2 技術資料の提出期限後は、既に提出された技術資料の訂正及び再提出は特別の事情がある場合を除き認めないものとする。

(入札実施における特例)

第6条 入札執行者は、この告示に基づき入札を行う場合は、他に定める要領等の規定にかかわらず、開札後に入札会場において予定価格及び最低制限価格(低入札価格工事における低入札調査判断基準価格)を公表するものとする。ただし、入札が不調に終わった場合には、公表しないものとする。

(入札の無効)

第7条 技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者の行った入札は、無効とする。

(開札)

第8条 入札書の開札は、入札後直ちに入札場所において行い、保留を宣言する。

(落札者の決定)

第9条 総合評価による落札者は、予定価格と最低制限価格(低入札価格工事における低入札調査判断基準価格)の範囲内で別表第1の算定方法により算定した評価値が高い者を平戸市建設工事指名審査委員会において決定するものとする。ただし、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、予定価格及び最低制限価格(低入札価格工事における低入札調査判断基準価格)の範囲内で市長が定める最低限の要求要件を全て満たして入札したほかの者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることができる。

2 加算点については、別表第2により算定するものとする。

3 評価値が同じ数値となった場合は、入札金額が低い者を落札者として決定するものとする。この場合において、入札金額が同価のときは、くじにより決定するものとする。

(落札結果の公表)

第10条 市長は、落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知(様式第2号及び様式第3号)をしなければならない。

2 前号により落札者決定の通知をした場合は、入札参加者、入札金額、予定価格、技術評価点及び評価値の公表を行い、公表の方法は、入札結果一覧表(様式第4号)の閲覧によることとする。

(秘密の保持)

第11条 この告示に基づき入札者から提出された技術資料は、総合評価に関する審査結果を除き、

公表しないものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日告示第14号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月5日告示第1号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第55号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

落札決定評価値等

項目	算定方法
評価値	技術評価点 ÷ 入札金額 (円) × 100,000,000
技術評価点	加算点 + 標準点
加算点	別表第2の項目ごとの合計点数 ÷ 20 × 10 (10点換算値)
標準点	100点

備考 評価値及び加算点は、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

別表第2 (第9条関係)

総合評価の評価項目及び評価基準

評価の方法	評価項目	評価基準	配点
企業の施工能力	(1) 過去5年間の同種工事の施工実績	平戸市内(旧町村分を含む。)の公共工事で当該発注工事以上の実績有り	4点
		平戸市外の公共工事で当該発注工事以上の実績有り	3点
		平戸市内(旧町村分を含む。)の公共工事で当該発注	2点

		工事未満の実績有り	
		平戸市外の公共工事で当該発注工事未満の実績有り	1点
配置予定技術者の能力	(2) 配置予定技術者の過去5年間の同種工事の施工経験の有無	平戸市内(旧町村分を含む。)の公共工事で当該発注工事以上の実績有り	4点
		平戸市外の公共工事で当該発注工事以上の実績有り	3点
		平戸市内(旧町村分を含む。)の公共工事で当該発注工事未満の実績有り	2点
		平戸市外の公共工事で当該発注工事未満の実績有り	1点
	(3) 配置予定技術者の保有する資格及び勤務年数	1級土木施工管理技士資格取得後、現所属企業に10年以上連続勤務又は技術士資格取得後、現所属企業に5年以上連続勤務	4点
		1級土木施工管理技士資格取得後、現所属企業に3年以上10年未満連続勤務又は技術士資格取得後、現所属企業に2年以上5年未満連続勤務	3点
		2級土木施工管理技士資格取得後、現所属企業に10年以上連続勤務	2点
		2級土木施工管理技士資格取得後、現所属企業に3年以上10年未満連続勤務	1点
地域貢献	(4) 営業拠点の所在地	平戸市内に主たる営業所を置く者	2点
		平戸市内に従業員を常駐させる支店、営業所等を置く者	1点
	(5) 従業員数	従業員数20人以上	2点
		従業員数5人以上20人未満	1点
	(6) ボランティア活動	平戸市と大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書を取り交わした建設業関連団体の会員となっている者で、2年連続して市長が認める活動実績が有る者	2点
		2年連続して市長が認める活動実績が有る者	1点
	(7) 消防団活	消防団団員数5人以上	2点

	動	消防団団員数 1人以上 5人未満	1点
--	---	------------------	----

備考1 (1)及び(2)の過去5年間とは、開札日の属する年度の直前5年間をいい、当該年度の実績を新たに加えることができる。

2 (3)の勤務年数は、開札日を算定基準日とする。

3 建築一式工事においては、(3)中「1級土木施工管理技士」とあるのは「1級建築施工管理技士又は1級建築士」と、「2級土木施工管理技士」とあるのは「2級建築施工管理技士又は2級建築士」と読み替えるものとする。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第10条関係)

様式第3号(第10条関係)

様式第4号(第10条関係)